ASET21

会 則

制定 平成 19年4月1日 改訂 平成 21年4月1日 改訂 平成 24年4月1日 改訂 平成 26年4月1日 改訂 平成 28年4月1日 改訂 平成 29年4月1日

ASET21 会則

(趣旨)

第1条 鋼やコンクリートあるいは新材料からなる構造物について、次世代に向けての構造工 学技術および技術者の育成・高揚と情報交流を図る。なお、本会は合成構造研究会を 継承発展させるものである。

(構成)

第2条 この会を"ASET 2 1 (Association of Structural Engineering Technology for 21 Century)"と称し、入退会は幹事会にて審議し、会長の了解を得る。

(役員)

第3条 1)この会には、次の役員を置き、会長はこの会を代表する。

会長1名副会長2名代表幹1名会計監査1名

2) この会には、次の顧問をおく。

 顧問
 園田恵一郎

 顧問
 大内 一

3)会長は会員の推薦により選出し、他の役員は会長が指名する。会長に事故ある時は副会長が会長の職務を代行する。

(役員の任期)

第4条 この会の役員の任期は1年とする。但し、その再任は防げないものとする。

(総会)

- 第5条 この会は、原則として年1回総会を開き、次の事項を審議する。
 - 1. 規約の制定および改廃。
 - 2. 年間の業務計画の策定。
 - 3. 予算及び決算の承認。
 - 4. 役員の選出。
 - 5. その他、重要事項に関する事。

(幹事会)

第6条 この会は必要に応じて幹事会を開催することができる。幹事会は幹事によって構成し、 会の運営について協議する。

(業務)

第7条 この会は原則として年6回程度の研究会(技術発表・見学会を含む)を開催する。

(会費)

第8条 この会の運営のため、参加団体および関係者から会費として団体会員は年会費2万円、 個人会員は年会費3千円を徴収する。ただし、見学会等多額の費用を要する場合には、 その都度臨時会費を徴収する。

(会計年度)

第9条 この会の会計年度は4月1日から3月31日までとし、会計事務は別に定める会計規則によるものとする。

(事務局の設置)

第10条 この会の事務局は原則として団体会員が所属する団体内に置く。 以上

付 則

1. この会は平成19年4月1日より実施する。

改訂履歴

平成21年4月1日改訂

第8条 (改訂前)・・・個人会員は年会費2千円を徴収する.

(改訂後)・・・個人会員は年会費3千円を徴収する.

平成24年4月1日改訂

第3条 (改訂前)・・・顧問 園田恵一郎

(改訂後)・・・顧問 大内 一 を追加選任

平成26年4月1日改訂

参加法人団体変更

平成28年4月1日改訂

事務局変更

平成29年4月1日改訂

参加法人団体変更

会計規則

平成19年4月1日制定

- 第1条 この規則はASET21会則(以下規則という)第9条に基づいて定める。
- 第2条 本会の会計出納および保管については会計担当幹事が行い、責任は会が負うものとする。
- 第3条 会の収入は次の各号による。
 - 1. 会費(年会費·臨時会費)
 - 2. 資産より生ずる収入
 - 3. その他
- 第4条 会の支出は次の各号による。
 - 1. 会議費
 - 2. 資料作成費
 - 3. 消耗機材費
 - 4. 通信費
 - 5. 交通費
 - 6. 講師謝礼費
 - 7. 雑費、その他
- 第5条 会計担当幹事は、毎年総会までに前年度の決算書を作り監査を受けるとともに、当年 当初の総会に報告するものとする。

付 則

1. この規則は、平成19年4月1日より実施する。

参加団体

(順不同) 注)*印は団体会員

大阪市立大学 近畿大学 明石工業高等専門学校 神戸市立高等専門学校

- *株式会社 CORE 技術研究所
- *五洋建設株式会社
- *JIP テクノサイエンス株式会社
- *大日本コンサルタント株式会社
- *株式会社日建設計シビル
- *株式会社バウエンジニアリング
- *日立造船株式会社
- *株式会社八千代エンジニヤリング
- *株式会社横河ブリッジ

ASET21 役員

会 長 : 鬼頭 宏明 (大阪市立大学大学院工学研究科教授)

副 会 長 : 川満 逸雄 (㈱國陽電興)

副 会 長 : 真鍋 英規 (㈱CORE 技術研究所)

代表 幹事 : 佐藤 知明 (㈱バウエンジニアリング)

幹 事 : 西 弘 (㈱CORE 技術研究所)

巻幡 憲俊(JIPテクノサイエンス㈱ システム技術研究所)

会計 監査 : 三浦芳雄 (㈱横河ブリッジ)

事務局 ㈱バウエンジニアリング